

奈良県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があつた。

平成三十年四月十三日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	
	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所
名称	株式会社わかくさケアセンター	わかくさケアセンター
所在地	天理市二階堂上ノ庄町二二六―一二	天理市東井戸堂町三三一―三二
訪問介護及び介護予防訪問介護		廃止した居宅サービスの種類
平成二十五年七月三十一日		廃止年月日